

「高知市児童福祉施設最低基準条例の一部を改正する条例」案  
の概要について

【パブリック・コメント公表資料】



**「高知市児童福祉施設最低基準条例の一部を改正する条例」案  
のパブリック・コメントについて**

高知市では、「高知市児童福祉施設最低基準条例」の一部改正を行う準備を進めています。この条例の一部改正にあたって、高知市市民意見提出制度（パブリック・コメント）に基づき、市民の皆さまからのご意見を募集します。

条例案の概要等は3ページ以降に掲載しています。

**1 募集案件**

「高知市児童福祉施設最低基準条例の一部を改正する条例」案

**2 意見書の提出期間**

平成26年4月25日（金）～5月9日（金）（必着）

**3 意見書の提出方法**

郵送・ファクス・電子メールまたは保育幼稚園課へ直接持参してください。また、高知市ホームページの「パブリックコメント」のページにある入力フォームからも意見を送信することができます。なお、口頭や電話での受付は行いません。

**4 意見書の提出先**

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号  
高知市保育幼稚園課  
ファクス 088-823-9273  
電子メール kc-130100@city.kochi.lg.jp

※直接持参の場合は、第二庁舎2階の保育幼稚園課で受け付けします。

**5 意見書様式**

高知市市民意見提出制度実施要綱により、意見書には住所・氏名の記載が必要です。意見書は特に様式を定めていませんが、様式例を2ページに掲載しています。

**6 意見の公表等**

お寄せいただいたご意見は、取りまとめて高知市ホームページで公表します（氏名等は公表しません）。それらに対する高知市の考え方と、修正を行った場合は修正内容についても掲載します。ただし、個々のご意見への直接回答は行いませんのでご了承ください。

**7 問い合わせ先**

保育幼稚園課 電話 088-823-4012

# 意見書

高知市市民意見提出（パブリック・コメント）制度実施要綱第6条の規定により，公表された「高知市児童福祉施設最低基準条例の一部を改正する条例」案の概要について，意見書を提出します。

平成 年 月 日

高知市長宛

意見書提出者

住所

氏名

電話番号

意見の趣旨

意見書の提出は，平成26年5月9日（金）まで（必着）となります。

## 1 条例改正案の趣旨について

平成 27 年 4 月に施行が予定される子ども・子育て支援新制度では、保育所や幼保連携型認定こども園については、特定教育・保育施設として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を満たすことに加え、特定教育・保育施設として運営に関する基準を満たすことが必要となります。

これらの認可基準と運営基準は内容的にも相互に密接しており、また、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（最低基準）に関する条例を別途定めることとなったため、高知市児童福祉施設最低基準条例について、所用の改正を行おうとするものです。

## 2 高知市児童福祉施設最低基準条例の改正案の概要について

### (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正案について

国においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部を改正する省令の発出が予定されています。

その概要は、保育所における施設運営についての重要事項に関する規程の追加及び保育室等を 4 階以上に設置する場合の避難用階段等の設置要件の見直しのほか、所用の改正を行うものであり、高知市児童福祉施設最低基準条例については、国の省令の一部改正案に準じて、一部改正を行おうとするものです。

- ① 保育所における施設運営についての重要事項に関する規程の追加（施設の目的及び運営の方針／提供する保育の内容／職員の職種、員数及び職務の内容／保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日／保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額／乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員／保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項／緊急時における対応方法／非常災害対策／虐待の防止のための措置に関する事項／保育所の運営に関する重要事項など）
- ② 「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会取りまとめ」に基づき、保育室等を 4 階以上に設置する場合の避難用階段等の設置要件の見直し（下線部を追加）

4 階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用	<u>特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）</u> 又は特別避難階段 <u>屋外傾斜路</u> <u>屋外避難階段</u>

(2) 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例との整合について

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では、国基準に加えて、暴力団の排除及び高知県内産の農林水産物の使用の努力義務を定めています。

高知市児童福祉施設最低基準条例について、今回の改正案でこれらの条項を追加し、高知県条例との整合を図ることとしています。

### 3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日とします。